

《全文》

【文献番号】 25541909

損害賠償請求事件

福岡地方裁判所平成26年(ワ)第3814号

平成27年12月22日第5民事部判決

口頭弁論終結の日 平成27年11月24日

判 決

原告 A

同訴訟代理人弁護士 和智凧子

同 糸瀬真理

被告 福岡トヨペット株式会社(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役 B

被告 C(以下「被告C」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士 八坂泰生

同 千葉哲也

同 鬼東雅裕

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、33万4360円及びこれに対する平成27年1月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その7を原告の、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、120万4360円及びこれに対する平成27年1月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告会社に派遣社員として入社した原告が、同人らの新入社員歓迎会において、被告会社の従業員である被告Cと一緒にカラオケをしている際、同人から抱え上げられたことにつき不法行為が成立する旨主張し、被告Cに対しては不法行為(民法709条、710条)に基づき、被告会社に対しては職場環境配慮義務違反の債務不履行(民法415条)又は使用者責任(民法715条1項本文)に基づき、慰謝料等を請求した(附帯請求は、不法行為の後であり訴状送達日の翌日である平成27年1月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の請求)事案である。

1 前提となる事実(証拠等によって認定した事実についてはかっこ内に証拠等を掲記する。その余の事実については争いがない。)

(1) 原告は、昭和63年〇月〇〇日生まれの女性である(平成26年8月当時26歳)。原告は、専門学校を卒業後、航空会社勤務を経て、派遣会社に入社し、平成26年6月25日(以下、特に断らない限り、日付は平成26年のものを指す。)に派遣の登録をし、7月22日、被告会社レクサスD店に派遣された。

(2) 被告Cは、被告会社レクサスD店の従業員であり、セールスコンサルタント副課長である。

(3) 被告会社レクサスD店の従業員らは、8月3日、αにある居酒屋で原告ほか1名の新入社員歓迎会を開き、約20人が参加した。その後、二次会が、同日午後10時頃から、αにあるスナック酔歌処(以下「本件スナック」という。)で開かれ、約10人が参加した。

(4) 被告Cは、二次会において、原告とカラオケを歌うために同人をカウンターの前に連れて行った。被告Cは、原告が歌っている途中、被告Cの腕に原告の臀部が乗るような形で抱え上げた(以下「本件行為」という。後述のとおり、具体的な行為態様については争いがある。)。その後、E(以下「E」という。)が、被告Cの腕から原告を引き下ろした。

(5) 原告は、本件行為が行われた後、泣きながら本件スナックを出て帰宅した。

(6) 原告は、同月5日は出社したものの、早退した。

(7) 被告Cほか3名の従業員は、同月7日、原告宅に謝罪に行った。

(8) 原告は、同月30日付けで被告会社を退職した。

(9) 原告は、本件行為につき、警察に被害届を出した(弁論の全趣旨)。

(10) 原告は、9月9日、同月25日に、めまい、嘔吐症、心身症の疾患で、青木内科循環器科小児科クリニックを受診した(甲4)。その際の診療費及び保険調剤負担金の合計は3280円である(甲5)。また、診断書(甲4)の作成料は1080円である(甲6)。

(11) 原告と被告らとは、10月頃、被告らが原告に対し、示談金として70万円を支払う内容で示談をすることを一度は検討していたものの、被告Cが送検されたこと、示談の金額が適正かについて被告らが疑問を払拭できなかったこと等の事情により、示談は決裂した(甲7, 8 [枝番を含む。], 乙1)。

(12) 被告Cは、12月26日付けで、8月3日午後11時40分頃、本件スナックにおいて、原告に対し、その両大腿部を両腕で抱えて同人を持ち上げる暴行を加えたことにつき暴行罪で略式起訴され、平成27年1月9日、罰金10万円に処する旨の略式命令を受けた(甲1)。

2 争点

本件の主な争点は、本件行為の具体的な態様及び損害額(主として慰謝料額)である。

(原告の主張)

(1) 被告Cは、原告の手を無理に引っ張って被告Cの横に連れてきた上原告に接触し、原告に無理にカラオケを歌わせ、歌の途中で急に原告を抱え上げ、そのまま四、五回原告を振り回して原告をふらふらの状態にして、原告を一人では被告Cの腕の上から降りることができないようにし、結果的に原告のスカートがめくれ上がり、下着が丸見えになる状態にした。

被告Cが原告を抱え上げたのは、正面からである。

被告Cの上記行為は、刑法上の暴行罪及びセクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)に該当するものであり不法行為を構成する。

また、被告会社は、被告Cの使用者として職場環境配慮義務の債務不履行責任があるほか、被告Cの使用者として使用者責任を負う。

(2) 損害額 合計120万4360円

原告は、被告Cの本件行為により耐え難い精神的苦痛を与えられ、被告会社に勤務することができなくなり、その後も精神的苦痛により派遣会社にも勤務することができなくなった。さらに、示談交渉中、被告会社社員らが事実を歪曲し、原告のスカートはめくれ上がらなかったなどと主張したことにより、原告の精神的苦痛はさらに深いものとなった。また、被告らは、9月26日、原告に対し示談案の提案をしたにもかかわらず、10月23日になって、既に被告Cが送検されていたこと等を理由に示談を拒否した。これは信義に反する行為である。加えて、本件提訴後は、わざわざ調査会社に依頼して当時の様子を再現するなどし、原告がまるで嘘つきであるかのような調査結果を証拠として提出したことで、さらなる精神的苦痛を受けた。かかる事情を考慮すると、原告が被った精神的苦痛は相当なものであり、金銭的に換算すれば100万円を下らない。

また、本件行為により精神的苦痛を与えられたことが原因で原告が通院した際にかかった医療費の合計は3280円、診断書作成料は1080円であり、これらも本件行為と相当因果関係が認められる損害である。

弁護士費用としては20万円が相当である。

(被告らの主張)

被告Cが原告を数秒間持ち上げたことについては被告らも認めるところである。しかし、被告Cが原告を正面から持ち上げたこと、原告を抱え上げたまま四、五回回ったということ、被告Cが原告を持ち上げたことによって原告の下着が見える状態になったという事実はない。

損害額については不知。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実(本件行為の具体的な態様等)

前提となる事実、証拠(甲1, 乙2)及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

(1) 被告Cは、8月3日の原告ほか1名の新入社員歓迎会の一次会において、相当量の飲酒をしており、一次会が終わることにはかなり酔った状態であった(甲1, 82~83頁)。

(2) 被告Cは、二次会において、原告とカラオケを歌うために同人をカウンターの前に連れて行った。被告Cと原告は、カウンター前の椅子と、テーブル及びその側の椅子との間(その間隔は60センチメートルから1メートル程度)に並んで立った(乙2)。そして、被告Cは、モニターの方を向いて歌っていた原告の太腿の裏辺りをスカートの上から両腕で抱える形で、原告を抱え上げた(甲1, 67頁, 70頁, 75頁, 85頁)。

(3) Eは、被告Cが原告を抱え上げているのを見て、原告のスカートが少し上がっていたことから、このまま原告の下着が見えてしまうのではないかと思って慌てて駆け寄り、原告のスカートの裾を前から左手で引っ張りながら、被告Cに「もう、Cさん、下ろして。危ない。」と言いながら、原告の体を右手で抱きかかえ、被告Cから原告を引き離した(甲1, 59頁)。被告Cが原告を抱え上げてから下ろすまでの時間は数秒であり、その間に、原告のスカートはややずり上がったものの、下着が見える状態には至らなかった(甲1, 59~60頁, 66~68頁)。

2 事実認定の補足説明

(1) 原告は、行為態様について、原告を抱え上げたまま四、五回回ったこと、被告Cが原告を持ち上げたことによって原告の下着が見える状態になったことを主張し、これに沿う11月14日付けの原告の検面調書(甲1, 72~81頁)及び陳述書(甲2)が存在する。

しかし、原告を被告Cから引き離れたEは、同月12日付けの検面調書において、Eは、被告Cが原告を持ち上げている最中のところを目撃し、被告Cは、その直後に原告を持ち上げきったところでEらにこれを止められたため、被告Cが原告を持ち上げ回転したという事実はない(甲1, 60頁)、原告のスカートは10センチメートル弱程度上がっていたが、下着の位置までスカートがずり上がっていて下着が見えているということはなかった、Eは、原告の下着が見えてしまうのではないかと思ひ慌てて駆け寄り、原告のスカートの裾を前から左手で引っ張って整えた(甲1, 59頁)旨供述している。

また、F(以下「F」という。)は、同日付けの検面調書で、被告Cが原告を抱え上げてからすぐにEに止めに入られて原告を下ろした、Fが見たとき、被告Cは原告を抱えて止まって立っており回転した後という感じではなかった、原告のスカートは少しぐらいはずり上がっていたと思うが、下着は絶対に見えていなかった(甲1, 66~67頁)旨供述している。

上記E及びFの供述は具体的に迫真性があり、E及びFは、被告会社の従業員とはいえ、検察官の面前でことさら虚偽の供述をするまでの動機はないといえる。また、上記認定事実のとおり、被告Cが原告を抱え上げた場所は、テーブルと椅子の間がせいぜい1メートルしかなく、人を持ち上げた状態で回転するには狭いと思われる上、被告Cは一次会が終わった時点で飲酒によりかなり酔った状態になっていることからすると、本件行為当時の被告Cは、女性とはいえ大人を抱え上げて回転するのは困難であったと考えられる。また、被告Cがかなり酔った状態であったことを考慮すると、原告を持ち上げた時点で足下がふらつき、持ち上げられている原告からすると回転させられたように感じたとしても不合理ではない。

以上のような点を踏まえると、上記の点についてのE及びFの検察官の面前での供述は信用性が高く、これに反する原告の陳述等は直ちに採用し難い。

(2) 被告らは、被告Cが原告を正面から持ち上げたことはないと主張し、調査報告書(乙2)によると、被告Cが背後から原告を抱え上げていた旨の説明をしている者がEを含めて3名存在することが認められる。

もっとも、原告は、11月14日付けの検面調書において、太腿の後ろを両腕で抱えられた旨供述しており(甲1, 75頁)、被告Cも、同日付けの検面調書において、両腕で原告の太腿の裏辺りを抱えていた旨の供述をしているのであって(甲1, 85頁)、この点に関する両者の供述は一致している。また、上述のとおり信用性が高いと認められるFの同月12日付け検面調書では、Fは、被告Cが原告の前側から両腕で原告の太腿の裏辺りを抱えている再現写真を見せられて、そのような感じである旨述べている(甲1, 67頁, 70頁)。

この点に関し、Eは、同日付けの検面調書において、原告はEの方を向いていて被告Cが後ろから抱えているという覚えがある旨の供述しながらも、Eが被告Cから原告を引き離れたとき、原告はEに正面からもたれかかるような形で抱きついてきたことは確実に記憶しているが、もしかしら原告は斜めに抱え上げられたり、身をよじったりしていたため、正面を向いているような印象が残ったのかもしれない(甲1, 59~60頁)とも供述しており、その供述を全体としてみると、被告Cが原告を抱え上げたのが背後からだったという点についての明確な記憶があったとまではいえない。また、その他の2名についても、調査報告書(乙2)が作成されたのは平成27年2月19日であり、原告が被告Cから抱え上げられる事件が起きてから約半年が経過しており、しかも原告が抱え上げられていた時間は数秒であったことからすると、調査報告書が作成された当時において、被告Cが抱きかかえた方向が背後からなのか正面からなのかについての明確な記憶があるかは疑問の余地があり、より本件行為に近い時点で作成された原告、被告C及びFの検面調書の記載よりも信用性が高いと評価することは困難である。よって、上記認定を覆すに足りない。

3 被告らの責任

上記認定の被告Cの行為は、女性である原告の承諾なしに、突然その太腿に触れて持ち上げるというものであり、その結果、他の従業員がいる中で原告のスカートがずり上がる状態になったというのであるから、原告の性的羞恥心を害する行為であったことは明らかであり、故意に原告の人格的利益を侵害し、原告に精神的苦痛を被らせるものと評価できることから、不法行為を構成すると認めるのが相当である。よって、被告Cは、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

そして、被告Cは被告会社の従業員であるところ、本件行為は、勤務時間終了後に職場外の場所で行われたものではあるものの、原告ほか1名の新入社員歓迎会の二次会であったというのであるから、被告会社の業務に近接してその延長において行われたものと評価でき、被告会社の職務と密接な関連性があり、その事業の執行につき行われたと評価すべきである。よって、被告会社は、原告に対し、使用者責任に基づき損害賠償責任を負う(民法715条)。

4 損害額

(1) 前提となる事実(10)によると、原告は、本件行為が原因で、9月9日及び同月25日に、めまい、嘔吐症、心身症の疾患で、青木内科循環器科小児科クリニックを受診し、その際の診

療費及び保険調剤負担金として3280円、診断書作成料として1080円支出しており、これらは本件行為と相当因果関係を有する損害であると認められる。

(2) また、本件行為は原告が派遣社員として入社したわずか半月程度で起きたものであり、20代の女性である原告にとっては衝撃的な出来事であったと考えられること、原告は本件行為の後、めまい、嘔吐症、心身症の診断を受け被告会社を退社するに至っていることからすると、本件行為によって原告が受けた精神的苦痛は相当大きかったものと推測される。他方で、被告Cの行為は一回的なものであり、抱え上げた時間も数秒であったこと、被告Cほか3名の従業員が本件行為の4日後には原告宅に謝罪に行っていること、本件提訴に至った経緯としても、被告らとしても当初から責任を否定して損害賠償を拒んでいたものではなく、行為態様に争いがあり、最終的に賠償金額で折り合いがつかなくなったものであること等の事情も存在する。

以上の事情等を総合すると、本件において原告が受けた精神的苦痛を慰謝するには30万円を相当と認める。

(3) 本件行為と相当因果関係を有する弁護士費用は、3万円を相当と認める。

(4) 以上の合計は33万4360円となる。

4 結論

以上によれば、原告の請求は主文の限度で理由があり、その余は理由がないから棄却することとし、仮執行免脱宣言は相当でないから付さないこととして、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第5民事部

裁判官 山中洋美